

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

教育プログラムの概要

	ベーシックコース	アドバンスコース
講義	日本手話講座Ⅰ「言語としての日本手話 ⅠA・ ⅠB」60 時間 日本手話講座Ⅱ「言語としての日本手話 ⅡA・ⅡB」60 時間	手話通訳講座 Ⅰ「日本手話と日本語の違いを学ぶ Ⅰ」30 時間 手話通訳講座 Ⅱ「日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ」30 時間 手話通訳講座 Ⅲ「日本手話と日本語の違いを学ぶ Ⅲ」30 時間
定員	30 名	10 名
受講料	120,000 円 （60,000 円 × 2科目）	90,000 円 （30,000 円 × 3 科目）

オンライン受講に関わる機材、通信料、また教科書等の費用は受講者のご負担となります。

受講資格

以下の条件をすべて満たしている者とします。

- ☑ 大学卒業または群馬大学共同教育学部において「大学を卒業した者と同等以上の学力がある」と認められた者
- ☑ アドバンスコースについては，日常会話レベルの手話コミュニケーション能力を持つ者
- ☑ 群馬大学共同教育学部が行う本プログラムの入学試験に合格した者



履修証明制度とは

履修証明制度は、学校教育法の規定に基づき、大学の特別の課程として、社会人等を対象に大学の教育研究資源を活用し、学習の機会を提供するもので、人材養成の目的に応じて必要な講習又は授業科目を体系的に編成した教育プログラムです。

本プログラムは、「群馬大学における特別の課程に関する規則」第1条2の定める「群馬大学が編成する特別の課程として履修証明を行うプログラム」として認定されています。修了者には法に基づく履修証明書が交付されます。

教育プログラムの特徴

ろう児・者が、手話を母語 / 第一言語として獲得し、手話で教育を受け、手話であらゆる社会的サービスにアクセスできるようにするには、高度な手話コミュニケーション力を持った支援人材が欠かせません。

本プログラムでは、厚生労働省手話奉仕員・手話通訳者養成カリキュラムの基準を満たした授業を、夜間・休日にリアルタイム双方向のオンライン形態で開講することで、社会人の方々が、手話及び手話通訳のスキルの習得を目指せるようにします。

２年半だけで

厚生労働省手話奉仕員・手話通訳者養成カリキュラムの基準を満たした講座を、各地方自治体で開催している養成講座では最低でも4～5年かかるところを、2年半で全課程修了できます。

資格取得へ

手話奉仕員または各都道府県の登録手話通訳者、手話通訳士といった資格取得への道が拓けます。

仕事も勉強も

全プログラムを夜間または休日にオンラインで開講しますので、お仕事を辞めずに学ぶことができます。

着実なスキルアップへ

第二言語習得理論・外国語教授法・通訳理論に基づいて開発された学習方法・指導により、手話・手話通訳スキルをしっかりと身につけて、着実なキャリアアップやスキルアップにつなげることができます。

			リアルタイム双方向オンライン授業	オンデマンド授業（課題提出あり）
1年間	ベーシックコース	（前期）	日本手話講座Ⅰ 「言語としての日本手話ⅠA・ⅠB」 （60 時間）	聴覚障害の基礎知識　10 時間 手話の基礎知識 聴覚障害者の生活 障害者福祉の基礎 聴覚障害者運動と聴覚障害者福祉制度 ボランティア活動
		（後期）	日本手話講座Ⅱ 「言語としての日本手話ⅡA・ⅡB」 （60 時間）	
	手話奉仕員資格取得（※1）			
1年6ヶ月間	アドバンスコース	（前期）	手話通訳講座Ⅰ 「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ」 （30 時間）	30 時間 手話通訳の心構え 身体障害者福祉概論 ソーシャルワーク概論 手話通訳の理念と仕事（1）（2） ことばの仕組み 手話通訳者の健康管理 手話通訳者登録制度の概要
		（後期）	手話通訳講座Ⅱ 「日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ」 （30 時間）	
		（前期）	手話通訳講座Ⅲ 「日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ」 （30 時間）	
	手話通訳者全国統一試験受験資格者（※2）			

※1　手話奉仕員養成課程を修了したあと、市町村で認定を受けて手話奉仕員資格を取得する手続きが必要です。手話奉仕員資格を運用していない場合であっても、一般的には都道府県で実施する手話通訳者養成講座の受講資格が得られます。お住まいの地域の自治体にお問い合わせください。

※2　アドバンスコースを修了することで、各都道府県登録手話通訳者認定試験（手話通訳者全国統一試験を含む場合もあり）の受験要件を満たします。お住まいの地域の自治体にお問い合わせください。

プログラムの到達目標

ベーシックコース

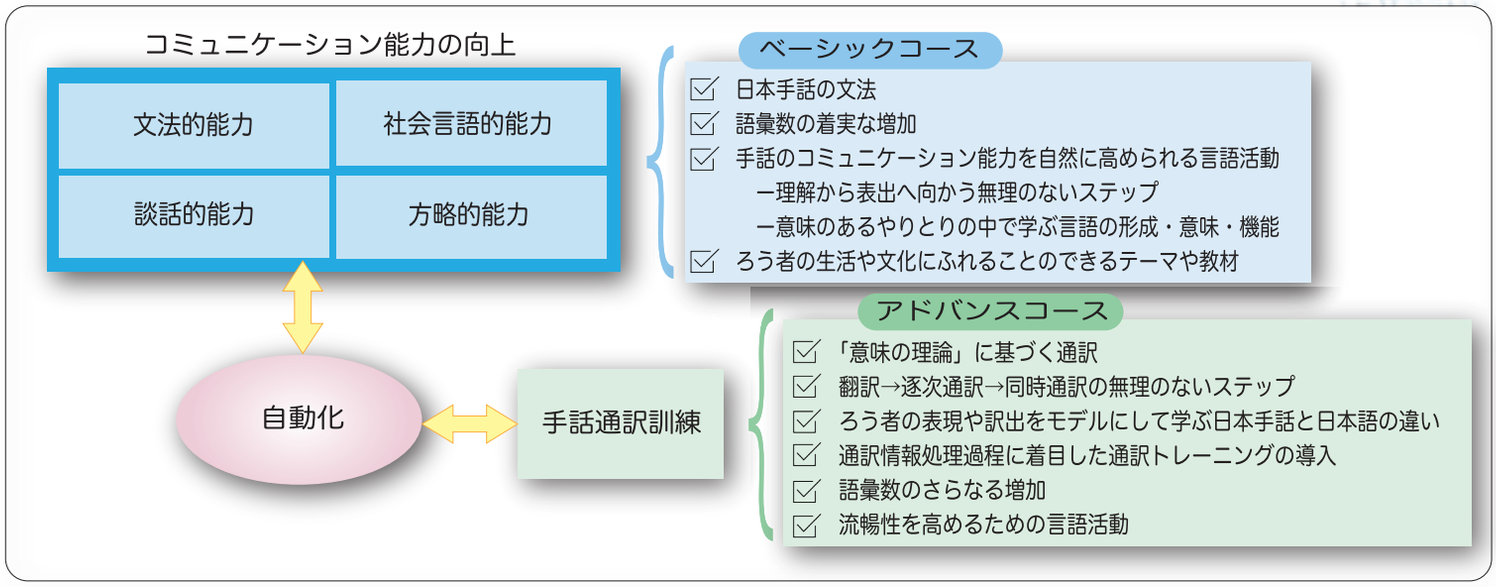
- 日本手話の基本的な文法を身につける。
- 日常会話レベルの話題について手話でやりとりができる。
- 聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度について知識を深める。

アドバンスコース

- 抽象的なことを含む幅広い話題について手話でやりとりができる。
- 聴覚障害に関わる支援者としての役割と責務について認識を深める。
- ろう者の教育・福祉・生活に関わる相談、医療、文化活動等の場面におけるやりとりを、日本語と日本手話の言語的な違いをふまえて手話通訳することができる。

授業の特色

群馬大学の日本手話・手話通訳養成に関する授業の詳細はこちら→



- 第二言語習得理論・外国語教授法・通訳理論の知見やノウハウを取り入れた本格的な指導
- 「ろう者から学ぶ」を中心に据えた指導・教材
- 少人数でのきめ細かい指導
- 反転学習（毎回の宿題）による理解・習得の下地づくり
- 授業時間外に取り組める語彙、文法、通訳学習等の豊富なオンライン教材

宿題の問題文動画と解答用紙




オンライン授業の様子

手話通訳に関わる資格について

手話奉仕員

市町村事業として、厚生労働省が定めたカリキュラムを満たす手話奉仕員養成講座を修了した者を各市町村が登録することで運用される資格です。ただし資格として運用せず、手話通訳者養成講座の受験資格を与える修了証のみを発行する自治体も少なくありません。

手話通訳者

都道府県事業として、厚生労働省が定めたカリキュラムを満たす手話通訳者養成講座を修了した者を、各都道府県が登録することで運用される資格です。登録にあたっては独自の試験を行う自治体もあれば、手話通訳者全国統一試験や手話通訳技能認定試験の合格を条件とする自治体もあります。

手話通訳士

省令に基づき手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格し、手話通訳士として登録を行った者に付与される厚生労働大臣認定資格です。すでに手話通訳の十分な技術を持つ者に対して試験により認定する資格となっているため、養成カリキュラムに関する定めはなく、20 歳以上であれば受験することができます。一般的には、手話通訳の資格を得たあとで、手話通訳士の資格試験にチャレンジされる方が多いと言えます。

科目等履修生について

本プログラムに含まれる授業科目について、その単位の取得を希望する方は、科目等履修生として出願手続きを行う必要があります。この場合、当該授業科目にかかる授業料は二重に徴収いたしません。

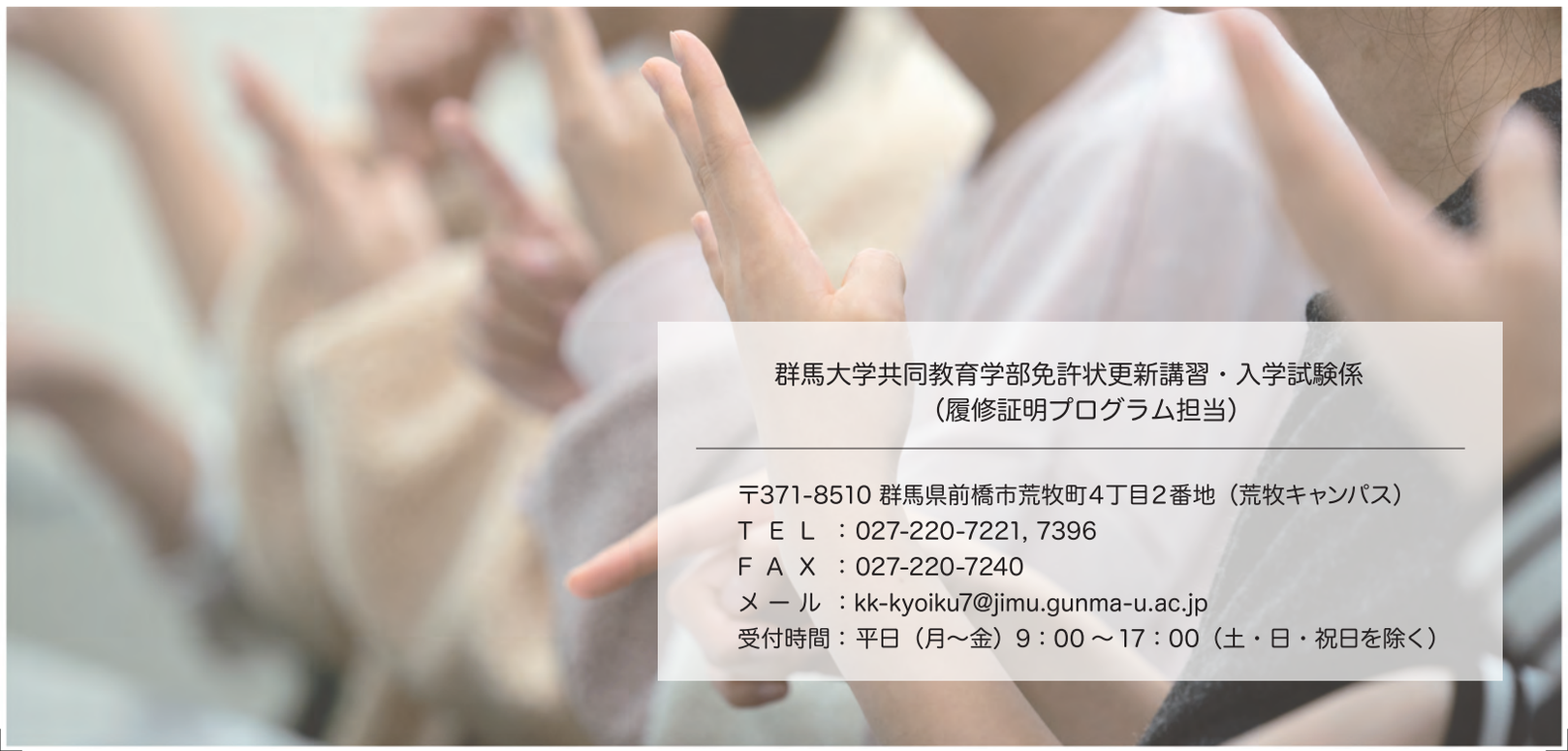
単位の目安は、ベーシックコース４単位、アドバンスコース３単位です。

詳しくは、群馬大学共同教育学部教務係（科目等履修生担当）（Tel：027-220-7229、Mail：kk-kyoiku2@jimu.gunma-u.ac.jp）までお問い合わせください。

教育訓練給付制度（申請中）

本プログラムは、厚生労働省が定める教育訓練給付制度「専門実践教育訓練」の指定講座として申請中です。教育訓練給付制度とは、一定の受給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部が教育訓練給付金として支給される制度です。詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。

教育訓練給付金の受給要件や支給申請手続きについては、お住いの地域を管轄するハローワークにお問い合わせください（本学ではお答えできません）。



群馬大学共同教育学部免許状更新講習・入学試験係
（履修証明プログラム担当）

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地（荒牧キャンパス）
ＴＥＬ：027-220-7221, 7396
ＦＡＸ：027-220-7240
メール：kk-kyoiku7@jimu.gunma-u.ac.jp
受付時間：平日（月～金）9：00～17：00（土・日・祝日を除く）